

令和2年度東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、災害に強いまちづくりを推進するため、市内に存する木造住宅について令和2年度中に耐震改修を実施する所有者に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、東大和市補助金等交付規則(昭和42年規則第6号)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 令和2年度東大和市木造住宅耐震診断費助成金交付要綱(令和2年4月1日施行)及び平成20年度以降において同要綱(以下「耐震診断助成要綱」という。)に基づき行われた耐震診断をいう。
- (2) 耐震改修 前号の耐震診断の結果により、地震に対する安全性の向上を目的として行う住宅の増築、改築、修繕又は模様替えであって、建築工事業の許可を受けた者が行うものをいう。
- (3) 工事監理 耐震診断助成要綱第2条第2号に定める診断機関により、耐震改修工事の内容を補強設計図書と照合し、補強設計図書のとおり実施され、建築基準法(昭和25年法律第201号)に定める基準に適合していることを確認することをいう。

(助成対象住宅)

第3条 助成金の交付の対象となる住宅(以下「助成対象住宅」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 耐震診断の結果、耐震改修が必要と認められたものであること。
- (2) 耐震改修の内容が、耐震診断の結果に即しているものであること。
- (3) 耐震改修が建築基準法及び建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)の規定に違反していないこと。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 助成対象住宅を所有する個人とする。ただし、共有の建築物にあっては、代表者とする。
- (2) 助成対象住宅を所有する個人(共有の建築物にあっては共有者全員)が市税を滞納していないこと。

(助成金額)

第5条 助成金の額は、耐震改修に要した費用の3分の1に相当する額(千円未満の端数は切り捨てる。)とし、その額が30万円を超える場合は30万円を限度とする。

2 助成は、同一の助成対象住宅に対して1回限りとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、改修工事に着手する前に、東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、原則として令和2年12月末日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 耐震改修に係る費用の見積明細書の写し
- (2) 耐震改修工事の計画書(工程表を含む。)

- (3) 施工業者の建設業許可証の写し
- (4) 工事監理を行う者が、耐震診断助成要綱第2条第2号に該当することを確認できる書類の写し
- (5) 耐震診断助成要綱第10条に定める東大和市木造住宅耐震診断費助成金交付額確定通知書の写し
- (6) 住民票
- (7) 助成対象住宅の所有者が確認できる書類
- (8) 市税の納税証明書
- (9) 第4条第1号ただし書の規定による場合は、代表者であることが確認できる書類
- (10) 建築基準法第6条の規定による確認申請が必要な場合は、確認済証の写し
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定に関わらず、市長は、同項第7号及び第8号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。
(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、助成金を交付しないことと決定したときは、東大和市木造住宅耐震改修費助成金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。
(申請内容の変更等)

第8条 前条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、助成金の交付の申請内容を変更しようとするときは、東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付変更申請書（第4号様式）に第6条第1項各号に掲げる書類のうち、変更内容に係る書類を添えて市長に申請し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、承認するときは東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付変更承認通知書（第5号様式）により、承認しないときは東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付変更不承認通知書（第6号様式）により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により変更を承認したときは、変更内容を審査し必要に応じて、助成金の額を変更するものとする。

4 助成決定者は、耐震改修を中止するときは、東大和市木造住宅耐震改修中止届出書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該届出があったときは、当該助成金の交付決定はされなかったものとみなす。

(工事監理)

第9条 助成決定者は、耐震改修工事を行なうときは、必ず第2条第3号に定める工事監理を受けなければならない。

(完了報告)

第10条 助成決定者は、耐震改修が完了したときは、東大和市木造住宅耐震改修完了報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 診断機関による工事監理報告書（改修後の評価が確認できるものを含む。）

- (2) 耐震改修費用明細書又は契約書の写し
- (3) 耐震改修費用の領収書の写し
- (4) 改修前、改修中及び改修後の写真
- (5) 建築確認を要した改修工事については、検査済証の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類
(助成金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告書の提出があった場合において、書類の審査を行い、当該耐震改修が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付額確定通知書（第9号様式）により助成決定者に通知するものとする。
(交付請求等)

第12条 助成決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付請求書（第10号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、助成金を交付する。
(交付決定の取消し又は返還)

第13条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付が決定されている助成金の全部若しくは一部の取消し又は既に交付された助成金の全部若しくは一部の返還を、東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付決定取消通知書（第11号様式）により、命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金を助成目的以外の用途に使用したとき。
- (3) この要綱の規定又はこれに付した条件に違反したとき。

- 2 助成決定者は、前項の規定により助成金の返還を命ぜられたときは、前項の通知書に記載のある期限内に当該助成金を市長に返還しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

東大和市長 殿

申請者 住所
氏名
電話

印

東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付申請書

令和2年度東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付要綱の規定に基づき、木造住宅耐震改修費助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

交付申請額	円 (耐震改修費用 円)		
住宅の所在地	東大和市		
所有形態	1 単独所有	2 共有	
建築物の規模	地上 階	建築面積 m ²	延べ面積 m ² (内住宅部分 m ²)
耐震診断 実施年月	年 月		
耐震改修実施 予定期間	年 月から 年 月まで		
施工業者	所在地 名称 電話		
工事監理者	所在地 名称 電話		
添付書類	(1) 耐震改修に係る費用の見積明細書の写し (2) 耐震改修工事の計画書 (工程表を含む。) (3) 施工業者の建設業許可証の写し (4) 工事監理を行う者が、耐震診断助成要綱第2条第2号に該当することを確認できる書類の写し (5) 耐震診断助成要綱第10条に定める東大和市木造住宅耐震診断費助成金交付額確定通知書の写し (6) 住民票 (7) 助成対象住宅の所有者が確認できる書類 (8) 市税の納税証明書 (9) 第4条第1号ただし書の規定による場合は、代表者であることが確認できる書類 (10) 建築基準法第6条の規定による確認申請が必要な場合は、確認済証の写し (11) その他 ()		
同意欄 ※	東大和市長が東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付審査のために必要な事項を公簿等により、確認することに同意します。 フリガナ 氏名 印		

※共有建築物で、公簿等による確認に同意するときは、共有者の記名・押印が必要です。

様

東大和市長



東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった木造住宅耐震改修費助成金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

交付決定金額	円
助成対象住宅所在地	東大和市
交付条件	東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付要綱及び東大和市補助金等交付規則の規定を遵守すること。

様

東大和市長



東大和市木造住宅耐震改修費助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった木造住宅耐震改修費助成金の交付について、次の理由により交付しないことと決定したので通知します。

1 申請の住宅所在地

東大和市

2 不交付決定理由

東大和市長 殿

申請者 住所
氏名
電話

印

東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付変更申請書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた東大和市
木造住宅耐震改修費助成金の申請内容を次のとおり変更したいので申請します。

助成対象住宅 所在地	東大和市	
変更内容	変更前	変更後
変更理由		
添付書類		

第 年 月 日 号

様

東大和市長



東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった東大和市木造住宅耐震改修費助成金の変更申請について次のとおり承認します。また、年 月 日付 第 号で交付決定した木造住宅耐震改修費助成金の額を 円に改めます。

助成対象住宅 所在地	東大和市	
承認内容	変更前	変更後

様

東大和市長



東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付変更不承認通知書

年 月 日付で申請のあった木造住宅耐震改修費助成金の変更申請について、
次の理由により不承認としたので通知します。

1 助成対象住宅所在地

東大和市

2 不承認理由

年 月 日

東大和市長 殿

申請者 住所
氏名
電話

印

東大和市木造住宅耐震改修中止届出書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた、耐震改修を次の理由により中止するので届け出ます。

1 助成対象住宅所在地

東大和市

2 中止の理由

年 月 日

東大和市長 殿

申請者 住所
氏名
電話

印

東大和市木造住宅耐震改修完了報告書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた耐震改修工事が完了しましたので、次のとおり報告します。

助成対象住宅所在地	東大和市
耐震改修工事費用	円
交付決定額	円
耐震改修期間	年 月 日から 年 月 日まで
施工業者	所在地 名称 電話
工事監理者	所在地 名称 電話
添付書類	(1) 診断機関による工事監理報告書（改修後の評価が確認できるものを含む。） (2) 耐震改修費用明細書又は契約書の写し (3) 耐震改修費用の領収書の写し (4) 改修前、改修中及び改修後の写真 (5) 建築確認を要した改修工事については、検査済証の写し (6) その他（ ）

第9号様式（第11条関係）

第 年 月 日
号

様

東大和市長



東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付額確定通知書

年 月 日付で提出された東大和市木造住宅耐震改修完了報告書を審査した結果、次のとおり助成金の額を確定したので通知します。

なお、助成金は、東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付請求書（第10号様式）の提出をもって、市に登録されている口座に振り込みます。

助成対象住宅 所在地	東大和市
助成金額	円

第10号様式（第12条関係）

年 月 日

東大和市長 殿

申請者 住所
氏名
電話

印

東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付請求書

年 月 日付 第 号で通知のあった交付額
確定通知書に基づき、助成金の交付を次のとおり請求します。

交付請求額		円		
振込先	金融機関	銀行・信用金庫 農協・労働金庫		
	店名等	本店・支店・出張所		
	口座種別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ 口座名義人			

第 1 1 号様式 (第 1 3 条関係)

第 年 月 日 号

様

東大和市長



東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付決定取消通知書

令和 2 年度東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付要綱第 1 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり交付の決定を取消し、助成金の返還を命じます。

助成対象住宅 所 在 地	東大和市
交 付 決 定	年 月 日付 第 号
取 消 し の 範 囲	
取 消 し の 理 由	
返 還 額	円
返 還 期 限	年 月 日